

# ガス小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価について

第63回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2024年11月27日



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# ガス小売経過措置料金の事後評価①（概要）

- 2017年4月のガス小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、ガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、**経済産業大臣が指定した供給区域等においては、経過措置として小売料金規制を存置**（※）することとされている。

※現時点において、経過措置料金規制の対象となる旧一般ガスみなしガス小売事業者は東邦瓦斯株式会社（本省所管）、熱海瓦斯株式会社（関東経済産業局所管）、日本瓦斯株式会社（関東経済産業局所管）、南海ガス株式会社（九州経済産業局所管）の4社。

- 旧一般ガスみなしガス小売事業者のガス小売経過措置料金については、ガス事業法に基づき、経済産業大臣が、**原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行う**（※）こととなっている。

※熱海瓦斯など経済産業局所管の事業者の事後評価については、経済産業大臣から供給区域を所管する経済産業局長に権限委任されている。

- 今般、2024年10月25日付けで**経済産業大臣及び経済産業局長から、電力・ガス取引監視等委員会に対して、東邦瓦斯、日本瓦斯及び南海ガスにおける2023年度の事後評価について意見の求めがあったこと**から、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を御確認いただきたい（※）。

※旧一般ガスみなしガス小売事業者4社のうち、原価算定期間中の熱海瓦斯（2022年1月～2024年12月）については、2023年度の事後評価の対象外。

# ガス小売経過措置料金の事後評価②（基準）

- ガス小売経過措置料金の事後評価に際しては、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）」第2（8）④に基づいて、以下の基準に沿って確認を行うこととされているところ、事務局で評価を行った結果は、次ページ以降のとおり。

## <ステップ1> 規制部門のガス事業利益率による基準

- 個社の規制部門のガス事業利益率（ガス事業損益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者（今回は4社）の規制部門のガス事業利益率の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

## <ステップ2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

- 前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

⇒上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、ステップ3以降の評価を実施（※評価フローはP8からP9を参照。）。

## ガス小売経過措置料金の事後評価③（評価の結果）

- 評価対象事業者のデータによる評価の結果は次頁のとおり。
- ステップ1の基準（ガス事業利益率による基準）について、東邦瓦斯、日本瓦斯及び南海ガスの各社における規制部門のガス事業利益率の直近3カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうか比べたところ、南海ガスが当該基準を上回っていた。
- この結果により、東邦瓦斯及び日本瓦斯はステップ2の基準（超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準）による評価は行わず、当該基準による南海ガスの評価を行ったところ、2023年度末における超過利潤累積額が一定水準額を下回っていると同時に、自由化部門の収支が直近2年連続で赤字ではなかった。
- この結果により、南海ガスはステップ3からステップ5の基準に係る評価は行わない。
- したがって、今般の事後評価において、上記3社はガス事業法に基づく変更認可申請命令発動の要否の検討対象とならなかった。

# ガス小売経過措置料金の事後評価④（評価の結果）

（単位：百万円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		本省所管	経済産業局所管（各局で評価）		4社
		3月決算	3月決算	3月決算	
		東邦瓦斯	日本瓦斯 （関東・南平台地区）	南海ガス	
ステップ1	<b>A 規制部門のガス事業利益率による基準</b>				
	3カ年度平均① ※1	△9.9%	△20.9%	△1.6%	-
	4社10カ年度平均②				△3.9%
	4社10カ年度の平均を上回っているか。(①>②か)	No	No	Yes	-
ステップ2	<b>B 規制部門の超過利潤累積額による基準</b>				
	2022年度末超過利潤累積額③	-	-	△82	-
	2023年度超過利潤④	-	-	△6	-
	2023年度末超過利潤累積額⑤=③+④	-	-	△89	-
	一定水準額（事業報酬額または本支管投資額）⑥	-	-	※2 18	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	-	-	No	-
	<b>C 自由化部門の収支（※3）による基準</b>				
	2022年度⑦	-	-	1	-
	2023年度⑧	-	-	10	-
	2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	-	-	No	-
<b>評価結果</b>	<b>変更認可申請命令の対象となるか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。）</b>	<b>No</b>	<b>No</b>	<b>No</b>	<b>-</b>

※1：評価対象事業者における直近3カ年度の規制部門のガス事業利益率（%）の単純平均。2021年4月から2024年3月までの3年間。

※2：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を採用

※3：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

（出典：各事業者の部門別収支計算書等により当委員会事務局作成）

# 【参考1】東邦瓦斯の概況（3月決算）

## ＜個別決算の概要 – 対前年比較＞

（単位：億円）

	2022年度	2023年度	差異
営業収益	5,631	4,972	※1 △659 △11.7(%)
営業費用	5,292	4,744	※2 △548 △10.4(%)
うち原材料費	2,593	2,306	△287 △11.1(%)
営業損益	339	228	△111 △32.7(%)
経常損益	407	333	△74 △18.2(%)
当期純損益	288	237	△51 △17.7(%)

### ●個別決算・主な増減内容の説明

※1: ガス事業の販売単価の低下や電気事業の売上低下などから営業収益は前期比11.7%減の4,972億円となった。

※2: 原油価格の下降等を受けて原材料費が低減したことなどから、営業費用全体では前期比10.4%減の4,744億円となった。

## ＜部門別収支の概要 – 対前年比較＞

（単位：億円）

		2022年度	2023年度	差異
一般需要部門 (自由化部門)	営業収益	3,903	3,497	△406 △10.4(%)
	営業損益	427	※1 286	△141 △33.0(%)
	当期純損益	344	※1 289	△55 △16.0(%)
指定旧供給区域等需要部門 (規制部門)	営業収益	306	265	△41 △13.4(%)
	営業損益	△22	※1 △33	△11
	当期純損益	△13	※1 △17	△4
その他部門	営業収益	1,421	1,209	△212 △14.9(%)
	営業損益	△65	△25	40
	当期純損益	△42	△34	8

### ●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、営業損益は一般需要部門（自由化部門）が286億円（利益）、指定旧供給区域等需要部門（規制部門）が△33億円（損失）となり、営業利益率は自由化部門が8.2%、規制部門が△12.5%となった。また、当期純損益は自由化部門が289億円（利益）、規制部門が△17億円（損失）となった。

## ＜規制部門の料金原価と実績との比較＞

（単位：億円）

	2015～2017年度 料金原価 (3か年平均)	2021～2023年度 決算 (3か年平均)	差異
ガス事業営業収益 (a)		260	
ガス事業営業費用 (b)	907	287	△619
原材料費	334	76	△258
労務費	151	32	△119
修繕費	44	9	△35
消耗品費	22	3	△19
委託作業費	90	26	△63
租税課金	39	6	△32
需要開発費	40	11	△29
減価償却費	134	22	△112
その他経費	48	99	51
差引額 (a - b)		△27	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。  
料金原価の原価算定期間は、2015～2017年度の3事業年度。

# 【参考2】日本瓦斯及び南海ガスの概況（3月決算）

（単位：百万円）

	日本瓦斯			南海ガス		
	2022年度	2023年度	差異	2022年度	2023年度	差異
個別決算（全社）の概要						
営業収益	129,513	141,690	12,177 (9.4%)	521	514	△7 (△1.3%)
営業費用	121,102	129,801	8,699 (7.2%)	520	512	△8 (△1.5%)
営業損益	8,410	11,888	3,478 (41.4%)	1	1	0 (0%)
経常損益	11,605	18,787	7,182 (61.9%)	17	18	1 (5.9%)
当期純損益	8,990	20,252	11,262 (125.3%)	15	14	△1 (△6.7%)
部門別収支の概要						
一般需要部門（自由化部門）						
営業収益	19,237	29,785	10,548 (54.8%)	108	107	△1 (△0.9%)
営業損益	642	2,014	1,372 (213.7%)	0	10	10
当期純損益	928	2,957	2,029 (218.6%)	1	8	7 (700%)
指定旧供給区域等需要部門（規制部門）						
営業収益	32	29	△3 (△9.3%)	413	407	△6 (△1.4%)
営業損益	△10	△5	5	1	△8	△9
当期純損益	△3	0	3	13	6	△7 (△53.8%)
その他部門						
営業収益	110,243	111,875	1,632 (1.5%)	-	-	-
営業損益	7,778	9,879	2,101 (27.0%)	-	-	-
当期純損益	8,065	17,293	9,228 (114.4%)	-	-	-

（出典：各事業者計算書類及び部門別収支計算書、日本瓦斯の有価証券報告書により当委員会事務局作成）

# 【参考3】ガス小売経過措置料金の事後評価（評価基準：ステップ1・ステップ2）

## 料金変更認可申請命令に係る審査基準（1）

ガス小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。

STEP	実施内容	補足
<b>STEP 1</b> ガス事業利益率による基準	<p>➤ ①個社の規制部門のガス事業利益率の直近3カ年度平均値及び②旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の過去10カ年度平均値を確認</p> <p>⇒ <u>①が②を上回ったらSTEP2へ</u></p>	<p>【STEP1～5 関連】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外</li></ul>
<b>STEP 2</b> 超過利潤累積額又は自由化部門の収支による基準	<p>➤ ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額）及び⑤自由化部門の収支を確認</p> <p>⇒ <u>③が④を上回ったらSTEP4へ、又は⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ</u></p>	

# 【参考4】ガス小売経過措置料金の事後評価（評価基準：ステップ3からステップ5）

## 料金変更認可申請命令に係る審査基準（2）

STEP 3以降の基準は以下のとおり整理されている。

STEP	実施内容	補足
STEP 3 行政による評価	<p>➤ 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認</p> <p>⇒ <u>必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ</u></p>	<p>【STEP3関連】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等を評価）を併せて行政が評価</li></ul>
STEP 4 報告徴収及び事業者による説明の実施	<p>➤ 必要に応じて、ガス事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施</p> <p>⇒ <u>事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ</u></p>	<p>【STEP4関連】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める</li></ul>
STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可申請命令の発動	<p>➤ STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第18条第1項の要件に該当するか確認</p> <p>⇒ <u>当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動</u></p>	<p>【STEP5関連】</p> <p>特定旧法第18条第1項の要件</p> <ul style="list-style-type: none"><li><u>料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき</u></li></ul>